

職員の服務の宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第1号

職員の服務の宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年岩手県条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u> 、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 2 [略]	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出して <u>してから</u> でなければ、その職務を行ってはならない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年岩手県条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員の服務の宣誓) 第2条 新たに選任又は任命された委員は、 <u>知事の面前において</u> 、別記宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。	(委員の服務の宣誓) 第2条 新たに選任又は任命された委員は、別記宣誓書を <u>知事に提出して</u> からでなければ、その職務を行ってはならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。